

船舶事故調査報告書

令和4年6月8日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年10月3日 12時00分ごろ
発生場所	滋賀県大津市北比良東方沖（琵琶湖西部） 男松三等三角点から真方位223°57.6m付近 （概位 北緯35°13.5′ 東経135°57.5′）
事故の概要	水上オートバイ <sup>エスティエックス</sup> STX-15Fは北東進中、係留して停泊中の水上オートバイ <sup>ワイエーエスユーエス</sup> YASUNに衝突した。
事故調査の経過	令和3年10月12日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 水上オートバイ YASUN、0.2トン 253-35837 京都、個人所有 B 水上オートバイ STX-15F、0.1トン 253-35724 滋賀、個人所有
乗組員等に関する情報	A 船長A、特殊小型 B 船長B、特殊小型
負傷者	なし
損傷	A 右舷外板に割損及び凹損 B 左舷船首部の外板及び船底部に凹損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南南東、風力 2、視界 良好 水象：湖上 平穏
事故の経過	A 船は、船長Aが‘琵琶湖西部の湖岸’（以下「本件湖岸」という。）の‘約3m沖合に設置したブイ’（以下「A船ブイ」という。）に無人の状態では船首を東南東方に向けて係留して停泊中、B船の左舷船首部がA船の右舷中央部に衝突した。 B船は、船長Bが、1人で乗り組み、本件湖岸の南東方沖で遊走を終え、数10m先の‘A船ブイの約5m北方に設置した係留ブイ’（以下「B船ブイ」という。）に係留する目的で、本件湖岸に南方から接近した。 船長Bは、約5～10km/hに減速し、B船ブイの手前に停泊中のA船を視認していたものの、A船までまだ距離があると思い、顔を左に向けて‘本件湖岸に設置されたテント’（以下「本件湖岸のテント」という。）に友人が来ているか探しながら航行を続けたところ、船首方至近にA船を認めた。 船長Bは、慌てて右にハンドルを切り、回転数を上げたものの、B船の左舷船首部がA船の右舷中央部に衝突した。
分析	A船は、停泊中、B船と衝突したものと考えられる。

	<p>B船は、遊走を終了後、船長Bが、B船ブイの手前にA船を視認した際、A船までまだ距離があると思い、顔を左に向けて本件湖岸のテントに友人が来ているか探しながら航行を続けたことから、船首方至近にA船を認め、慌てて右にハンドルを切り、回転数を上げたものの、衝突を回避できず、A船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、A船が停泊中、B船が航行中、船長Bが、B船ブイの手前にA船を視認した際、A船までまだ距離があると思い、顔を左に向けて本件湖岸のテントに友人が来ているか探しながら航行を続けたため、B船がA船に衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水上オートバイの船長は、遊走を終え、本船の係留ブイに係留する目的で湖岸に接近する際、本船の係留ブイのほかに他船の係留ブイ等を認めた場合、見張りに専念し、確実に係留するまでわき見をしないこと。</li> </ul>